



# 金沢市公報

号外第7号の4

平成18年(2006年)3月27日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ		ページ
●条 例		○金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例 (建築指導課)	8
○金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (保険年金課)	1	○企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例 (企業総務課)	10
○金沢市介護保険条例の一部を改正する条例 (介護保険課)	2	○金沢市公共下水道条例の一部を改正する条例 ( )	10
○老人等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 (保健衛生課)	4	○金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (消防総務課)	10
○金沢市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例 (障害福祉課)	5	○金沢市史編さん委員会設置条例を廃止する条例 (総務課)	11
○金沢市障害児通園施設条例の一部を改正する条例 ( )	5	○金沢市知的障害児通園施設設置条例を廃止する条例 (子ども福祉課)	11
○金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (市立病院)	6	○金沢市勤労青少年寮条例を廃止する条例 (労働政策課)	11
○金沢市環境保全条例の一部を改正する条例 (環境保全課)	6	○金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例及び金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (市立病院)	12
○金沢市道路占用料条例の一部を改正する条例 (道路管理課)	6	○金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (保険年金課)	13
○金沢市営住宅条例の一部を改正する条例 (市営住宅課)	7	○金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例 (議会事務局)	15
○金沢市まちなかにおける定住の促進に関する条例の一部を改正する条例 (住宅政策課)	7	○金沢市住居表示審議会条例等の一部を改正する条例 ( )	15
○金沢市公園条例の一部を改正する条例 (緑と花の課)	8		

## 条 例

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金 沢 市 長 山 出 保

### ◎金沢市条例第24号

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例(昭和34年条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第9項中「附則第35条の3第12項」を「附則第35条の3第11項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の金沢市国民健康保険条例の規定は、平成18年度分からの保険料について適用

し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

金沢市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金沢市長 山 出 保

## ◎金沢市条例第25号

金沢市介護保険条例の一部を改正する条例

金沢市介護保険条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 法第8条第1項に規定する居宅サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型サービス事業、同条第21項に規定する居宅介護支援事業、法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第18項に規定する介護予防支援事業に従事する者又は法第8条第22項に規定する介護保険施設に勤務する者

第6条中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 22,800円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 28,500円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 39,900円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 57,000円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 71,250円
- (6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 85,500円
- (7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 99,750円

第6条に次の1項を加える。

- 2 平成18年度から平成20年度までの各年度における令第39条第1項第5号イの市町村が定める額は2,000,000円とし、同項第6号イの市町村が定める額は5,000,000円とする。

第8条第3項中「第38条第1項第1号イ」を「第39条第1項第1号イ」に、「又は第4号ロ」を「、第4号ロ、第5号ロ又は第6号ロ」に、「第4号まで」を「第6号まで」に改める。

第14条第2号中「第31条第1項後段」の次に「、第33条の3第1項後段」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の第6条の規定は、平成18年度分からの保険料について適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- (平成18年度における保険料率の特例)
- 3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する

政令（平成18年政令第28号。以下「平成18年介護保険等改正令」という。）附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 改正後の第6条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されていないものとした場合、改正後の第6条第1項第1号に該当するもの 34,200円
- (2) 改正後の第6条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の第6条第1項第2号に該当するもの 37,620円
- (3) 改正後の第6条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の第6条第1項第3号に該当するもの 45,600円
- (4) 改正後の第6条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号）附則第6条第2項の適用を受けるもの（以下「第2項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の第6条第1項第1号に該当するもの 38,760円
- (5) 改正後の第6条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の第6条第1項第2号に該当するもの 42,750円
- (6) 改正後の第6条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の第6条第1項第3号に該当するもの 50,160円
- (7) 改正後の第6条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第2項経過措置対象者に限る。）が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の第6条第1項第4号に該当するもの 61,560円

（平成19年度における保険料率の特例）

4 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 改正後の第6条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の第6条第1項第1号に該当するもの 45,600円
- (2) 改正後の第6条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主

- 及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の第6条第1項第2号に該当するもの 47,310円
- (3) 改正後の第6条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の第6条第1項第3号に該当するもの 51,300円
- (4) 改正後の第6条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの（以下「第4項経過措置対象者」という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の第6条第1項第1号に該当するもの 54,720円
- (5) 改正後の第6条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の第6条第1項第2号に該当するもの 57,000円
- (6) 改正後の第6条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の第6条第1項第3号に該当するもの 60,420円
- (7) 改正後の第6条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、改正後の第6条第1項第4号に該当するもの 66,120円

老人等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金 沢 市 長      山            出            保

### ◎金沢市条例第26号

老人等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

老人等の医療費の助成に関する条例（昭和45年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項第2号アに掲げる者のうち、その級別が3級である者及び同号イに掲げる者のうち、療育手帳の所持者で当該手帳に記載されている程度記号がBであるもの（以下この項において「3級の者等」という。）にあつては、当該3級の者等の配偶者又は」を「前項第1号から第3号までに掲げる者については、その者又はその者の配偶者若しくは」に、「その3級の者等」を「その者」に、「医療費」を「当該医療費」に改め、同条第6項中「第2項」の次に「及び第4項」を加え、同項を同条第7項とし、同条中第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定は、第1項第3号に掲げる者のうち、平成12年9月30日において65歳以上であり、かつ、同日において次の各号のいずれかに該当する者については、適用しない。

- (1) 身体障害者手帳の所持者で、当該手帳に記載されている級別が1級又は2級のもの
- (2) 療育手帳の所持者で、当該手帳に記載されている程度記号がA又はB（障害の程度が中度のものに限る。）のもの

#### 附 則

- 1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、平成18年8月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 改正後の老人等の医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

---

金沢市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金 沢 市 長      山                  出                  保

### ◎金沢市条例第27号

金沢市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

金沢市障害者施策推進協議会条例（平成11年条例第6号）の一部を次のように改正する。第2条に次の1号を加える。

- (4) 本市における障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画に関し、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第6項の規定に基づき、市長に意見を述べること。

#### 附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

---

金沢市障害児通園施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金 沢 市 長      山                  出                  保

### ◎金沢市条例第28号

金沢市障害児通園施設条例の一部を改正する条例

金沢市障害児通園施設条例（昭和53年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」を「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」に、「第6条の2第3項」を「第5条第7項」に、「第21条の11第2項」を「第19条第1項」に、「居宅生活支援費」を「介護給付費等」に、「居宅支給決定」を「介護給付費等支給決定」に改める。

第6条中「居宅支給決定」を「介護給付費等支給決定」に改める。

第11条中「児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第82号）第3章に規定する基準」を「法第43条第1項の厚生労働省令で定める基準及び同条第2項の厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの事業

の設備及び運営に関する基準」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

---

金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金 沢 市 長      山              出              保

### ◎金沢市条例第29号

金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「午後4時」を「午後3時」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

---

金沢市環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金 沢 市 長      山              出              保

### ◎金沢市条例第30号

金沢市環境保全条例の一部を改正する条例

金沢市環境保全条例（平成9年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第40条第2号中「同条第6項」を「同条第10項」に、「同条第7項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

金沢市道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金 沢 市 長      山              出              保

### ◎金沢市条例第31号

金沢市道路占用料条例の一部を改正する条例

金沢市道路占用料条例（昭和29年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第14号を同項第15号とし、同項第13号中「カーブミラー、」及び「交通安全、」を削り、同号を同項第14号とし、同項第12号の次に次の1号を加える。

(13) カーブミラーのために占用するとき。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第32号

金沢市営住宅条例の一部を改正する条例

金沢市営住宅条例（平成9年条例第65号）の一部を次のように改正する。

第5条第6号中「又は既存入居者若しくは」を「、既存入居者又は」に、「により、」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市まちなかにおける定住の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第33号

金沢市まちなかにおける定住の促進に関する条例の一部を改正する条例

金沢市まちなかにおける定住の促進に関する条例（平成13年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第9条中「限る」の次に「。以下この条において同じ」を加え、「当該1戸建ての住宅」を「住宅基準に適合する1戸建ての住宅若しくは共同住宅（分譲を目的とするものに限る。）の専有部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分をいい、自己の居住の用に供するものに限る。）」に改める。

第9条の2を削る。

第12条中「、第9条の2第3項」を削る。

別表中「野町1丁目」を「菊川1丁目（金沢都市計画道路3・4・24号小立野古府線の東側に限る。） 野町1丁目」に、「白菊町（金沢市道準幹線514号本町白菊線の東側に限る。） 千日町（金沢市道準幹線514号本町白菊線の東側に限る。）」を「白菊町（金沢都市計画道路3・3・11号専光寺野田線の北側に限る。） 千日町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市まちなかにおける定住の促進に関する条例第9条から第12条までの規定については、この条例の施行後5年を目途として、まちなかにおける定住の状況その他これらの規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて財政的な援助の廃止その他の必要な措置を講ずるものとする。

金沢市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第34号

金沢市公園条例の一部を改正する条例

金沢市公園条例（昭和39年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第5第2項の表中「350円」を「370円」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第35号

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

金沢市地区計画等の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成16年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

41	笠舞2丁目地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された金沢都市計画笠舞2丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
----	-----------------	---

別表第2第23号の表中一般住宅A地区の項を削り、「一般住宅B地区」を「一般住宅地区」に改め、同表に次の1号を加える。

41 笠舞2丁目地区地区整備計画区域

計画地区	制 限	
沿道地区	用途の制限	(1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2) ホテル、旅館、カラオケボックス、レンタルビデオ店、倉庫業を営む倉庫又はガソリンスタンド (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (4) 葬儀場
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	高さの最高限度	20メートル



	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) 道路中心線から2メートル以内に設けないもの</p> <p>(2) 次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>イ レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>ウ イに掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）</p>
戸建住宅地区	用途の制限	<p>次に掲げるもの以外のもの</p> <p>(1) 専用住宅又は兼用住宅（令第130条の3に規定するものに限る。）</p> <p>(2) 診療所</p> <p>(3) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>(4) 集会所</p> <p>(5) 公益上必要があると市長が認めるもの</p> <p>(6) 前各号に掲げる建築物に附属する自動車車庫及び物置その他これらに類するもので床面積の合計が50平方メートル以内のもの</p>
	敷地面積の最低限度	150平方メートル
	高さの最高限度	12メートル
	垣又はさくの構造の制限	<p>道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次の各号に該当するものとする。</p> <p>(1) 道路中心線から2メートル以内に設けないもの</p> <p>(2) 次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 生け垣、植栽又は高さが1.5メートル以下の透過性のフェンス</p> <p>イ レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6メートル以下のもの</p> <p>ウ イに掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの（透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.5メートル以下のものに限る。）</p>

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

---

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第36号

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、調整手当」を「、地域手当」に改め、「、業務手当」を削り、「19種」を「18種」に改める。

第4条の2第2項中「第6条、」を削る。

第5条の3を次のように改める。

（地域手当）

第5条の3 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して管理者が定める地域に在勤する職員に支給する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定にかかわらず、平成18年4月から平成22年3月までの間は、改正前の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定による業務手当を管理者が別に定めるところにより支給する。

---

金沢市公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第37号

金沢市公共下水道条例の一部を改正する条例

金沢市公共下水道条例（昭和43年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項第1号中「第9条の8各号」を「第9条の10各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第38号

金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和43年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「金沢市消防本部」を「金沢市消防局」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

---

金沢市史編さん委員会設置条例を廃止する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第39号

金沢市史編さん委員会設置条例を廃止する条例

金沢市史編さん委員会設置条例（昭和63年条例第3号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

---

金沢市知的障害児通園施設設置条例を廃止する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第40号

金沢市知的障害児通園施設設置条例を廃止する条例

金沢市知的障害児通園施設設置条例（平成2年条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

---

金沢市勤労青少年寮条例を廃止する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第41号

金沢市勤労青少年寮条例を廃止する条例

金沢市勤労青少年寮条例（昭和45年条例第32号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

---

金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例及び金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金 沢 市 長      山                      出                      保

◎金沢市条例第42号

金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例及び金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例の一部改正)

第1条 金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例(昭和31年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)」を「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)」に改める。

(金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 金沢市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第52号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)別表第1医科診療報酬点数表、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第237号)及び健康保険法第86条第1項に規定する療養についての費用の額の算定方法(平成14年厚生労働省告示第81号)又は老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第72号)別表第1老人医科診療報酬点数表、老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成6年厚生省告示第253号)及び老人保健法第31条の3第1項に規定する療養についての費用の額の算定に関する基準(平成14年厚生労働省告示第82号)」を「診療報酬の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)別表第1医科診療報酬点数表、入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号)及び特定療養費に係る療養についての費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第101号)」に改める。

別表第1 特別長期入院料の項中

「  
健康保険法第63条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養(平成6年厚生省告示第236号)第12号に掲げる療養又は老人保健法第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養(平成6年厚生省告示第251号)第11号に掲げる療養  
を

厚生労働大臣の定める選定療養（平成18年厚生労働省告示第105号）第12号に掲げる療養

に、「第5号」を「第8号」に改め

る。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金 沢 市 長 山 出 保

#### ◎金沢市条例第43号

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第26条の12及び第31条第7項中「80,000円」を「90,000円」に改める。

附則第4項の見出し中「長期譲渡所得」を「長期譲渡所得等」に改める。

附則第6項を次のように改める。

（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）

- 6 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。以下「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第31条第1項第1号（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（）」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、）」と、「第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」とする。

附則第14項を附則第20項とし、附則第10項から附則第13項までを6項ずつ繰り下げる。

附則第9項中「附則第7項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第15項とし、附則第8項を附則第14項とし、附則第7項を附則第13項とし、附則第6項の次に次の6項を加える。

（平成18年度における公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）

- 7 平成18年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、平成

17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。以下「旧所得税法による特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けたときにおける第31条第1項第1号（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（）」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から280,000円を控除した金額によるものとし、）」と、「第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」とする。

（平成19年度における公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）

- 8 平成19年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第31条第1項第1号（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第6項の規定にかかわらず、同号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（）」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から220,000円を控除した金額によるものとし、）」と、「第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」とする。

（平成18年度における保険料に係る所得割額の算定の特例）

- 9 平成18年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたとき（当該世帯主又は当該世帯に属する被保険者に係る当該年度分の市民税の所得割について地方税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第5号。以下「平成17年地方税法改正法」という。）附則第6条第3項の規定の適用がある場合を除く。）における第22条第1項の規定の適用については、同項中「の額」とあるのは、「の額から4,000円（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が200,000円に満たない場合には、当該公的年金等に係る所得の100分の2に相当する額）を控除（当該市民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額」とする。

- 10 平成18年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、平成16年12月31日現在において年齢65歳以上の者で、同年及び平成17年の各年の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（附則第12項において「合計所得金額」という。）が10,000,000円以下であるものである場合（当該世帯主又は当該世帯に属する被保険者に係る当該年度分の市民税の所得割について平成17年地方税法改正法附則第6条第3項の規定の適用がある場合を除く。）における第22条第1項の規定の適用については、同項中「の額」とあるのは、「の額から9,000円を控除（当該市民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額」とする。

（平成19年度における保険料に係る所得割額の算定の特例）

- 11 平成19年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であって、平成16年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたとき（当該世帯主又は当該世帯に属する被保険者に係る当該年度分の市民税の所得割について平成17年地方税法改正法附則第6条第5項の規定の適用がある場合を除く。）における第22条第1項の規定の適用については、同項中「の額」とあるのは、「の額から4,000円（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が200,000円に満たない場合には、当該公的年金等に係る所得の100分の2に相当する額）を控除（当該市民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額」とする。
- 12 平成19年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、平成16年12月31日現在において年齢65歳以上の者で、同年及び平成18年の各年の合計所得金額が10,000,000円以下であるものである場合（当該世帯主又は当該世帯に属する被保険者に係る当該年度分の市民税の所得割について平成17年地方税法改正法附則第6条第5項の規定の適用がある場合を除く。）における第22条第1項の規定の適用については、同項中「の額」とあるのは、「の額から10,000円を控除（当該市民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額」とする。

附 則

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市国民健康保険条例第26条の12、第31条第7項及び附則第6項から附則第12項までの規定は、平成18年度以後の年度分の保険料について適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

---

金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金 沢 市 長      山      出      保

◎金沢市条例第44号

金沢市議会委員会条例の一部を改正する条例

金沢市議会委員会条例（昭和38年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号エ中「消防本部」を「消防局」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

---

金沢市住居表示審議会条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月27日

金 沢 市 長      山      出      保

◎金沢市条例第45号

金沢市住居表示審議会条例等の一部を改正する条例

（金沢市住居表示審議会条例の一部改正）

第1条 金沢市住居表示審議会条例（昭和37年条例第43号）の一部を次のように改正する。  
第4条第1項第4号を削る。

（金沢市交通安全対策会議条例の一部改正）

第2条 金沢市交通安全対策会議条例（昭和46年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項第4号中「議会議員及び」及び「委嘱又は」を削る。

（金沢市立小学校及び中学校通学区域審議会設置条例の一部改正）

第3条 金沢市立小学校及び中学校通学区域審議会設置条例（昭和48年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

（金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例の一部改正）

第4条 金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例（昭和59年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

平成18年(2006年)3月27日	印刷	発行人	金 沢 市
平成18年(2006年)3月27日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
		印刷所	石川県金沢市玉銚4丁目166番地
定価	120円	印刷所	石川県金沢市玉銚4丁目166番地
			(株) 共 栄